ＦＡＱ（よくある質問）

Ｑ１．補助金の申請者は誰になりますか？
Ｑ２．補助金の対象となるのは誰になりますか？
Ｑ３．大会登録のない（ベンチ入りしない）生徒は対象となりますか？
Ｑ４．他市町村の地域クラブに参加した場合にも補助金は出ますか？
Ｑ５．要綱の第２条で規定される大会はどんな基準で選ばれていますか？
Ｑ６．宿泊費はどのような場合に申請できますか？
Ｑ７．地域クラブに所属する生徒や指導者が中学校から出るバスに乗れませんか？
Ｑ８．地域クラブ内で調整し相乗りで移動した場合にも交通費は人数分出ますか？
Ｑ９．高知県外での大会の交通費積算はどのようにすればよいですか？
Ｑ１０．沖の島町からの参加で、定期船欠航によりチャーター船を使用した場合、チャーター料金は補助対象となりますか？
Ｑ１１．全国大会の出場が決まり奉加帳を回しました。補助金に影響はありますか？

Ｑ１．補助金の申請者は誰になりますか？

Ａ１．申請者は宿毛市地域クラブ又は他市町村で認証された地域クラブのどちらかの代表者となります。各個人で申請することは想定していません。陸上など個人種目であっても地域クラブ代表者より申請をお願いします。

Ｑ２．補助金の対象となるのは誰になりますか？

Ａ２．補助対象者は、大会に出場する宿毛市立中学校に在籍する生徒と、宿毛市地域クラブに所属して大会に出場する指導者です。市外中学校に在籍する生徒や他市町村で認証された地域クラブの指導者は対象外となります。

Ｑ３．大会登録のない（ベンチ入りしない）生徒は対象となりますか？

Ａ３．控え選手や補欠など大会登録された生徒は補助対象となりますが、それ以外の生徒は補助対象外となります。例えば１日目が個人戦で２日目が団体戦となった際に、団体戦に出場しない生徒については、１日目のみが補助対象となり宿泊費については支出できない場合があります。

Ｑ４．他市町村の地域クラブに参加した場合にも補助金は出ますか？

Ａ４．他市町村で認定されている地域クラブであれば補助金は出ますが、申請者は地域クラブの代表者に限定されています。所属しているクラブがいずれかの市町村で認定されているかは、担当者で確認します。クラブが認定されていない場合は、補助金の対象ではありません。

Ｑ５．要綱の第２条で規定される大会はどんな基準で選ばれていますか？

Ａ５．令和６年現在で宿毛市教育委員会（学校教育課）が市内中学校の生徒に対して補助対象としている大会（郡体や県総体など）と同じになっています。地区大会から全国大会まで勝ち上がっていく大会を対象としております。

Ｑ６．宿泊費はどのような場合に申請できますか？

Ａ６．大会の前日または当日に宿泊を伴った場合です。対象者は、大会に参加する生徒および指導者のみとなります。実績報告書の提出の際に領収書（写）が必要となりますのでご留意ください。なお、前日練習や試合見学を目的とする大会参加に不必要な前後泊はもとより、大会開催地と異なる都道府県での宿泊（公共交通による移動時は除く）は認められない場合もあります。

Ｑ７．地域クラブに所属する生徒や指導者が中学校から出るバスに乗れませんか？

Ａ７．中学校部活動に対して学校教育課等が配車しているバスに地域クラブの参加生徒だけが乗る状況が想定されるため、一律不可としております。

Ｑ８．地域クラブ内で調整し相乗りで移動した場合にも交通費は人数分出ますか？

Ａ８．移動手段に限らず、参加した人数分の交通費は出ます。

Ｑ９．高知県外での大会の交通費積算はどのようにすればよいですか？

Ａ９．当該積算については、担当者より計算した１人あたりの金額をお伝えするように考えています。なお、起点は地域クラブの所在地（主な練習場所）から近い駅等を想定しています。

Ｑ１０．沖の島町からの参加で、定期船欠航によりチャーター船を使用した場合、チャーター料金は補助対象となりますか？

Ａ１０．チャーター船の料金は対象外です。

Ｑ１１．全国大会の出場が決まり奉加帳を回しました。補助金に影響はありますか？

Ａ１１．大会の規模を問わず、大会参加に必要な経費から補助対象経費を控除した金額以上に寄付が集まった場合は、補助金額が減額されます。大会出場に関係なく通常の団体運営を行う中で寄付金を募った場合については補助金に影響はありません。誤解を与えるような時期に寄付金を募ることは避けていただきたいです。